

介護保険被保険者・受給者の方が亡くなられた場合、次の手続きが必要です。

※被保険者様が亡くなられたことで、同一世帯内の他の要介護（要支援）認定者（特別養護老人ホーム等に住所を移している配偶者を含む）の負担割合等が変更となる場合があります。

【共通】

<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証の返却
<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の『介護保険被保険者証』を窓口へご返却ください。郵送または市政センターでの返却も可能です。 (一度回収した『介護保険被保険者証』は、返却・再発行いたしかねます。必要な場合はあらかじめコピーをお取りいただくようお願いします。)
<input type="checkbox"/> 65歳以上の方の介護保険料
<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険料を年金引き落としされていた方は、年金保険者（年金事務所、各種共済組合等）への届け出が必要です。 ・介護保険料は、亡くなられた日の前月分（月の末日に亡くなられた場合は死亡月分）までかかります。 介護保険料を月割りで再計算した『介護保険料変更通知書』を、亡くなられた月の翌月以降に送付します。 <ul style="list-style-type: none"> ●不足の場合：不足分の納付書を同封します。 ●還付の場合：『介護保険還付（充当）通知書』と『相続人代表者届兼介護保険料還付金振込依頼書』を別途送付します。 (発送には2、3か月かかる場合があります) ・亡くなられた方の口座からご家族の介護保険料を振替されていた方は、改めて別の口座を金融機関窓口へお届けください。
<input type="checkbox"/> 送付先の確認
<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方への介護保険関係書類は、すでに送付先変更の届け出がある場合を除き、住民登録上の住所へ送付します。 ・ひとり暮らしや施設入所していた等の理由により別住所のご遺族様への送付を希望される場合は、『介護保険通知書送付先変更届』をご提出ください。『介護保険通知書送付先変更届』の届け出に必要な添付書類は、届出人様の本人確認書類（1点）です。
<input type="checkbox"/> 武蔵野市独自サービスの利用
<ul style="list-style-type: none"> ・『家族介護用品支給事業(おむつ)』や『緊急通報装置(火災センサー)の貸与』、『寝具乾燥及び消毒サービス』等、武蔵野市独自の福祉サービスを利用していた方は、お手続きが必要です。

要介護（要支援）認定を受けていた方・申請中の方、総合事業対象者につきましては裏面をご覧ください。

【要介護（要支援）認定を受けていた方・申請中の方、総合事業対象者】

<input type="checkbox"/> 要介護認定申請中の方の手続き	
新規申請 区分変更申請	・申請日以降介護保険サービスの利用がない場合は『介護保険（要介護認定・要支援認定）申請取下げ書』をご提出ください。 ※介護保険サービスの利用があっても認定調査が終了していない場合は要介護認定を受けることはできません。
更新申請	・認定有効期間満了日を過ぎて亡くなられた場合は介護認定係までご連絡ください。
<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証の返却	
<ul style="list-style-type: none"> ・『介護保険負担割合証』を窓口へご返却ください。郵送または市政センターでの返却も可能です。 ・上記認定証・軽減確認証を交付されていた方は窓口へご返却ください。郵送または市政センターでの返却も可能です。 <p>※被保険者様が亡くなられたことで、同一世帯内の他の要介護（要支援）認定者（特別養護老人ホーム等に住所を移している配偶者を含む）の負担割合等が変更となる場合があります。</p>	
<input type="checkbox"/> 介護保険高額介護（介護予防）サービス費等の支給・武蔵野市介護保険利用者負担額の助成	
<ul style="list-style-type: none"> ・高額介護サービス費等の支給や介護保険利用者負担額の助成を受けていた方は、『相続人代表者届【介護保険・総合事業費】』にて、ご遺族代表者様（法定相続人に限る）の口座をお届けください。 	
必要な書類等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 亡くなられた方の介護保険の被保険者番号がわかるもの 2. 新たに振込を希望される口座の預金通帳またはキャッシュカード 3. 口座名義人の方の印鑑（認印で構いません）
<input type="checkbox"/> 障害者控除対象者認定書の交付、おむつ使用証明書用紙の配布	
<ul style="list-style-type: none"> ・準確定申告の際に『障害者控除対象者認定書』が必要な場合は、申請をお願いします。 ・準確定申告（医療費控除）の際に『おむつ使用証明書』が必要な場合は、用紙をお渡ししますので直接医師に作成を依頼してください。 ※一定の条件を満たす場合は、『おむつ使用証明書』の代わりとなる『主治医意見書内容確認書』を市から交付できます。介護認定係までお問い合わせください。 ・準確定申告に関するお問い合わせは、武蔵野税務署(0422-53-1311)までお願いいたします。 	

※ご不明な点は高齢者支援課までお問い合わせください。

【窓口・お問い合わせ】

武蔵野市 健康福祉部 高齢者支援課 本庁舎 1階南棟 10番～13番

介護保険係 0422(60)1845

介護認定係 0422(60)1866